

第 1 2 回検討会議における決定事項

「検討会議」委員の総意として、「最終まとめ」に次の点を盛り込むこと。

1 「障害のある女性」「ハラスメント」の取扱い

- ・ 「障害のある女性」の問題について、条例の中に何らかの形で盛り込むべきこと。
- ・ 「ハラスメント」についても同様に、条例の中に何らかの形で盛り込むべきこと。

2 「合理的配慮」の取扱い（事業者に義務付けるか、努力義務にするか）

- ・ 事業者による「合理的配慮の提供」について、条例施行時は努力義務とし、府民への浸透など、条件が整えば、義務付けることが適当であること。

3 相談・調整体制のあり方、実効性の確保

- ・ 相談について、この条例に基づく新たな相談体制を構築すること。その際、真摯に対応できるよう人選に配慮すること。また、第三者機関についても、実効性が十分に確保されるよう、真摯に対応できる人選と、幅広いメンバー構成に配慮すること。